

国土交通省2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を支える 首都直下地震対策ワーキンググループ(案)

1. 趣 旨

首都直下地震対策については、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第4条に規定する「首都直下地震緊急対策基本計画(平成27年3月31日閣議決定)」に基づき、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(平成28年3月29日中央防災会議幹事会)」が策定された。

国土交通省においても、平成26年4月に「国土交通省 首都直下地震対策計画(以下、「本計画」)」を策定し、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を一つの目標として、本計画に位置づけられている各対策の推進に全力で取り組んでいるところである。

一方、平成27年5月に、「平成三十二年度東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」(平成27年法律第33号)が成立し、同法に基づき、同年11月に2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下、「大会」という。)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(以下、「基本方針」という。)を閣議決定した。

このため、大会の成功に向け、基本方針を踏まえ、国土交通省においても、本計画の具体的なアクションプランを示した「東京オリンピック・パラリンピック開催を支える首都直下地震対策ロードマップ」を策定し、対策を推進するため、「国土交通省 南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」の下に、「国土交通省2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を支える 首都直下地震対策ワーキンググループ」を設置する。

2. メンバー

別紙のとおり。

3. 事務局

事務局は、水管理・国土保全局防災課が、大臣官房参事官(運輸安全防災)及び総合政策局政策課と連携して務める。

国土交通省2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を支える 首都直下地震対策ワーキンググループ(案)

構成員

- (座長) 水管理・国土保全局 防災課長
- (副座長) 大臣官房 参事官(運輸安全防災)
総合政策局政策課長
- (構成員) 大臣官房参事官(物流産業)
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房公共事業調査室長
総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室長
国土政策局総務課長
土地・建設産業局総務課長
都市局都市安全課長
水管理・国土保全局河川計画課長
道路局国道・防災課長
住宅局建築指導課建築物防災対策室長
鉄道局総務課危機管理室長
自動車局安全政策課長
海事局安全政策課長
港湾局海岸・防災課長
航空局安全部安全企画課長
北海道局水政課長
土地・建設産業局企画課長(併)政策統括官付
国土技術政策総合研究所企画部長
国土地理院企画部長
観光庁総務課長
気象庁総務部参事官
海上保安庁総務部国際・危機管理官
海上保安庁警備救難部環境防災課長

(オブザーバ)

東京都、公益財団法人東京オリンピック・
パラリンピック競技大会組織委員会等、
関係機関と調整中

(平成28年8月24日現在)